

民生委員の選考は、町内会、自治会が世話人（推薦会）を10人程で組織をし、誰を候補に推薦するか人選し、その人をお願いして承諾されると履歴書に学歴、職歴、ボランティア歴を記入し、それを麻生区役所の地域保健福祉課に届け、その後麻生区推薦会が選考し、川崎市へ、そして厚生労働省へ。そこで選任されると厚生労働大臣が委嘱状を出し、川崎市長が委嘱状を出し、その委嘱状を12月1日の委嘱状伝達式でいただきます。委嘱まで3ヶ月程度かかります。

ここから民生委員の活動が始まりますが、民生委員は特別職の地方公務員として位置付けられています。給料はありませんが、活動費はあります。

民生委員の職務は民生委員法（第1条～第29条）第1条、民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場にたつて相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。第2条、民生委員は常に人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。そして、第10条に任期は3年とする。又、児童福祉法第16条に民生委員は児童委員も兼ねる、とありますので民生委員児童委員となります。守秘義務も義務付けられています。

具体的には、町内会、自治会の中を1人400軒程度に分け、その区域を担当し、福祉の活動をします。例えば、年末慰問金の配布、（心身障害者の方や在宅で要介護4.5の方）一人暮らし高齢者宅訪問があります。また、証明事務というのがあります。無職証明書の発行、児童扶養手当の証明です。これは父母の離婚等により、ひとり親となった子どもと親の生活の安定と自立促進のためのものですが、民生委員がその地域にいないと調べて署名、捺印ができなくなり、その地区民・児協の会長の負担になったり、他自治会の民生委員に迷惑をかけることとなります。

そして民生委員法で言っている第2条は研修のことですが、研修会は民生委員児童委員活動の基本である「相談・支援の進め方や聞くという研修、傾聴」「介護」「生活保護」「生活福祉資金」「高齢者虐待」「子ども虐待」「障害者に関すること」「子育て支援」など。多くの研修を受けますが、この民生委員としての知識が、自分自身にも役立っていると実感しています。

次に組織です。

- ・麻生区内には民生委員児童委員の組織が6つあり、民生委員になると所属します。また、その協議会には役員（会長、副会長、会計、監事、等）を組織します。

麻生東第1地区民生委員児童委員協議会（高石、多摩美） 17,832人

麻生東第2地区民生委員児童委員協議会（細山、千代ヶ丘、金程、向原） 24,210人

麻生東第3地区民生委員児童委員協議会（百合丘、東百合丘） 16,835人

柿生第1地区民生委員児童委員協議会（王禅寺東、王禅寺西、上麻生一部、虹ヶ丘、白山） 32,755人

柿生第2地区民生委員児童委員協議会（上麻生、下麻生、早野、岡上） 31,630人

柿生第3地区民生委員児童委員協議会

（片平、白鳥、五力田、栗木、栗木台、栗平、古沢、黒川、はるひ野、万福寺） 48,158人

〔人口は平成25年9月1日現在〕

- ・この地区民児協は、定例会が月1回あり、委員に情報を伝えたり、委員が困った時に議題に上げ、話し合いをしています。また研修を受けたりもしています。

- ・活動したことは毎月、活動報告を記入し提出します。

民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は、町内会・自治会の中の福祉の部分を担当する委員です。そのため地域住民の中から、町内会・自治会が推薦するのです。

- ・ 民生委員児童委員がいないと、その地区の福祉の活動ができなくなります。

1 民生委員を選考するにあたって

[民生委員法は第1条～第29条までである]

① 民生委員として行ってはいけないこと

ア 第16条 民生委員はその職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはならない。(政治家の集会に個人的に行っても良いが、誘ってはいけない)

イ 民生委員法にはないが

- ・ 宗教に誘ってはいけない

- ・ 商売をしてはいけない(高齢者の一人暮らしの方宅に訪問しているの)

② 民生委員は特別職の地方公務員です。そして守秘義務が義務付けられています。

妻や夫に対しても。給料はありません。「おしゃべり」の人はダメです)

- 基本的には「家庭生活が安定していて、家族の理解と協力が得られ、活動に相当の時間をさくことができ、健康である者」

2 民生委員の年齢要件

- ・ 委嘱日に75歳未満の方(平成28年12月1日委嘱)
- ・ 継続の場合、委嘱日77歳未満(地区民児協の承認必要)
- ・ 任期3年(28年12月1日～31年11月末まで)

3 民生委員児童委員を2期3期となってもらうためには

平成26年3月、川崎市が民生委員にアンケート調査をしました。

- ・ 「やりがいを感じること」で多かったのが、地域貢献、福祉支援、地域住民から感謝されたとき、でした。
- ・ 「活動をしやすくするために必要だと思うこと」では、町内会・自治会との連携強化、必要な個人情報の提供。
- ・ 「活動で困ったこと」では、活動に対する町内会・自治会の理解不足。

① 民生委員は給料がありませんので、会社のように、給料の見返りがありません。そこで一生懸命やっている人ほど、他者から認められたい、と思うものです。どうしたら良いか、私のところでは(別紙)総会で民生委員本人が発表、その他にも全体役員会でも年3回発表しています。

② 新任を探すには

私のところは、平成26年から地区長会議(地区長の役割の説明)を行っています。終わってから乾き物とビールで懇親会をします。そのとき民生委員の話をしました。また「引越してきておめでとう会」(町会説明会)を春と秋、行っています。前は30名ほど集まり、説明、懇親会をしました。

民生委員の適任者を探すのは大変だと思いますが、欠員のままですと、地域の福祉が空白になり、他の民生委員に迷惑がかかり、負担となり長続きしない原因になります。ぜひ民生委員のいない「空白地域」を作らないよう、なんとか工夫して探して頂きたいと思います。

よろしくお願い致します。

回覧

五力田町内会
会長 鈴木 正視

五力田町内会の皆様へのお願い

五力田町内会では、以下の通り推薦委員募集しております。
是非五力田町内会会員よりご応募、または適任者の推薦をいただきますよう
ご協力お願いいたします。

消防団員・女性消防

五力田地域で防災活動の担い手として活動をしている、消防団員を募集します。
麻生消防署等の指導による実践的な活動の指導を受け、防火・救急救命等を
身に着け、他地域との交流を行いながら、自主防災活動を積極的に行います。
男性は町内会推薦委員として、消防団昭和班に所属、女性は町内会推薦委員
として、婦人消防隊委員として川崎市へ推薦いたします。

防犯パトロール隊員

月1回程度土曜又は水曜日 19:00頃より1時間程度 隊員数名で町内地域や
公園等を防犯巡回パトロールを行います。

お子さんを含めご家族の安全、安心を目指しての地域ボランティア活動です。
犬の散歩時のわんわんパトロール等も同時に募集しています。

民生委員・児童委員募集

平成28年12月の民生委員・児童委員の一斉改選に伴い五力田町内会において
2名を募集しております。

五力田町内会では、白鳥4丁目地区、五力田地区、五力田2丁目地区の3区域を
管轄しておりますが、その地域で活動ができる次のような方を募集しています。

[募集要件は]

- 1) 年齢は、75歳未満で健康な方
- 2) 任期は、3年（平成31年11月30日まで）
- 3) 民生委員・児童委員は非常勤の特別職の公務員という位置づけで、給与は
支給されませんが、地域のボランティアとして地域住民の立場に立って、皆様
の暮らしを支援する仕事です。

役割として

地域の皆様の身近な相談相手として、子育てに関する事、家族の介護に関する
事、健康、医療に関する事など、日常の生活に関する事を相談を受け、
その心配ごとを行政とのパイプ役や調整役を行う活動です。

また、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携を取りなが
ら支援活動を行います。

個々の活動は大変ながら、地域の要支援者からは喜ばれる活動で、
社会貢献とやりがいのあるボランティア活動です。

ぜひ、あなたのお力をお貸しください。（経歴書を作成の上、ご相談ください。）

[問合せ先]

五力田町内会会長

鈴木正視 TEL987-9817

民生・児童委員選考委員長

平松一彦 TEL

応募・他薦期限

平成28年8月31日

五力田町内会 平成28年度 活動報告

平成29年4月23日

○「町内会長の活動報告」 別紙にて説明
 ○「町内会の主な活動」

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 平成28年4月24日 | 平成28年度 五力田町内会定例総会開催 (46名出席) |
| 5月22日 | 地区長会議の開催 |
| 5月28日 | 町内会美化活動の実施 |
| 5月29日 | 盆踊り実行委員会の開催(他に 6/12、6/26、7/17) |
| 7月23日 | 五力田会館清掃の実施 ① |
| 7月30日 | 五力田・白鳥森のサマーフェスタ&盆踊りの開催 |
| 8月 3日 | 敬老祝い記念品贈呈対象者申込み開始 (91名:9/6~贈呈) |
| 8月21日 | 盆踊り反省会 |
| 9月17日 | 五力田会館清掃の実施 ② |
| 9月24日 | 町内会美化活動の実施 |
| 10月 1日 | 赤い羽根共同募金活動 |
| 11月26日 | 町内会美化活動の実施 |
| 12月17日 | 五力田会館清掃の実施 ③ |
| 平成29年1月8日 | 五力田町内会新年会の開催 (約40名参加) |
| 2月 3日 | 小学一年生新入学祝い品贈呈対象者申込み開始 (28名:3/3~贈呈) |
| 2月26日 | 第2回五力田町内会防災訓練の実施(諏訪公園 約60名参加) |
| 3月25日 | 五力田会館清掃の実施 ④ |
| 毎月 3日 | 町内会、行政、各団体等からの配布・回覧文書の区分けと配布 |

○「各部の主な活動」

1) 総務部

五力田会館清掃日(7/23、9/17、12/17、3/25 延べ 約60名参加)
 定例総会・全体役員会・忘年会・新年会・各種会議・説明会・懇親会等の
 の事前準備と司会進行、会議資料・感謝状・表彰状作成、森のサマー
 フェスタ&盆踊りの協力、五力田会館の運営管理、設備の保守点検、
 美化清掃・広報配布活動等の協力支援

2) 広報部

毎月3日回覧・配布文書の仕分け、部員から地区長経由各会員へ
 配布、町内会費の集金協力、敬老祝い品・小学1年生新入学祝い記
 念品配布の贈呈作業、地区長選出作業等

3) 福祉部

歌う会

五力田会館にて毎月第3土曜日開催(11回開催、延べ 141名参加)

体操の会

毎月1~2回会館にて実施、健康体操(ストレッチ・リズム体操・ステップ
 アップ訓練・脳トレゲーム等) 19回開催、延べ 258名参加

グランド
ゴルフの会

毎月第2木曜日、高尾根公園にて練習試合実施
 (5ホール 4ゲーム 6回) 8回実施 年間延べ 96名参加

五力田老人会

「五力田さつき会」として実施 敬老を祝う会(27名)、新年会(30名)開催

29年4月より
ラジオ体操を
毎日(土、日休み)
行っている

4) 防犯部

防犯・防火の夜間巡回活動(4回/月)、不良灯の発見修理、
 防犯パトロールの実施 定期巡回(夜間):4隊にて月1回ハンドマイク
 で防犯の呼び掛け、公園の重点点検を実施し、不審者、不法投棄
 放置自転車等の防犯活動を実施
 日中はわんわん・お出かけパトロール等の不定期巡回を実施

5) 防災消防部

麻生区防災会議に出席、消火栓格納箱の点検、町内保管防災機材
 点検、防災隊員の変更と防災会議の開催、避難所運営会議へ出席
 町内会防災訓練の計画と実施(2/26:約60名参加)

- 6) 環境部
 廃棄物減量指導員 地域美化デー(町内会清掃活動) 5/28(83名)、9/24(79名)
 11/26(66名)年間3回実施 延べ228名の参加
- 資源ごみ 「片平小学校地域清掃活動」への協力(11/18)
 毎月第2土曜日、古紙・アルミ缶等の回収管理
- 7) メルシーキッズ
 (子ども会) 芋苗、ピーナツ苗植付けと収穫及び焼き芋会の実施、森のサマーフェ
 スタ&盆踊りへの参加、美化清掃への参加、白鳥神社子供みこし、太
 鼓引きへの参加、クリスマス会の開催、ハロウィン&親睦会開催
- 8) 文化部
 書の会 毎月第1・3水曜日午前中開催、年19回開催、延べ 141名参加
 広報紙 今年度未発行
- 9) 交通部 新1年生1日署長春の全国交通安全運動キャンペーン、夏の交通事故
 防止運動(7/10~7/20)、街頭監視活動(片平小学校付近4/6~4/10)、
 秋の全国交通安全運動(10日間)、あさお不動尊だるま市の交通指導
 年末交通事故防止運動(年末の交通安全キャンペーン)

○「推薦委員の主な活動」

- 1) 消防昭和班
 (消防団) 毎月2回活動範囲の点検、麻生区小型ポンプ操法大会参加(7位)
 川崎市小型ポンプ操法大会 2位(片平)、年末特別警備の実施
 麻生消防団出初式に参加、五力田町内会防災訓練の参加
- 2) 婦人消防 婦人消防隊委員会事前会議及び発会式、救急救命講習
 防災教室へ参加、消防フェア、五力田町内会防災訓練へ参加
 麻生地区消防出初式参加、視察研修(静岡市コミュニケーションプラザ富士)
- 3) 地域福祉推進委員
 (高齢者委員会) 柿生地区高齢者祝い品の贈呈、高齢者福祉委員会へ参加(年4回)
 福祉まつり参加(高齢者疑似体験)、研修会へ参加、講演会参加
- 4) 民生・児童委員
 (柿生第3民児協) 独り暮らし高齢者・生活保護者宅訪問、柿生第3地区民児協定例会
 出席(1回/月)、川崎市民生・児童委員大会及び研修会へ出席、子育
 てサロン「はとぼっぼ」へ参加、福祉まつりへの参加、柿生社協「演芸会」
 の開催・支援、赤い羽根共同募金・賛助会員募集活動への取り組み、
 民生委員・児童委員認証式へ出席、年末慰問金の配布、卒業式へ出席
- 5) 廃棄物減量指導員 環境部の報告の通り。ごみの減量、環境美化による町づくりの促進、
- 6) 路上違反広告物除去推進協力員 違反広告は少なくばってきているが、見つけた場合は、
 各担当へ連絡してほしい
- 7) 片平いこいの家運営委員(社協) 運営委員会は年4回開催した。今年の子文、しらかし園
 等の3事業所合同のイベントを実施した。
- 8) 片平子ども文化センター運営委員
 「こ文夏まつり」、「こ文まつり」、運営協議会へ出席
- 9) スポーツ推進委員 ニューススポーツまつり、女子バレーボール大会、体力テストの集い、
 麻生区民祭り、あさお区民運動会、あさお区小学生バトミントン・バレー
 ボール大会、多摩川リバーサイド駅伝
- 10) 川崎市青少年指導員 第2土曜・第4土曜日にグループ・全体パトロールへ参加(新百合丘、
 栗平、柿生駅周辺ほか、催しもの会場のパトロール、あさおわくわく
 ウォーク事前調査・検討、麻生区民祭りへ参加、区民運動会の運営、
 麻生区小学生バトミントン大会の審判、麻生だるま市へ参加

民生委員児童委員信条

- 一 わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
- 一 わたくしたちは常に地域社会の
実情と把握することに努めます
- 一 わたくしたちは誠意とこころみで
生活者の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一 わたくしたちはすべての人と協力し
明瞭で健全な地域社会づくりに努めます
- 一 わたくしたちは常に公正と善とし
人格と誠意の向上に努めます

昭和26年10月16日制定
平成7年5月17日改正
平成7年10月5日施行

昭和26年5月6日制定

児童憲章前文

わたくしは、日本国憲法の精神にしたがひ、児童に対する正しい処遇を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として責任を

負われる。

児童は、よい環境の中かで

育てられる。

民生・児童委員の碑

建設の趣旨

制度が創設されて以来の先人の業をたたえ、労苦をしのいで、意思を受け継ぎ、福祉の輪を広げることを誓うことにありました。

61年10月6日に完成。高津区下作延の緑ヶ丘公園内の中央台地に、東南向きに立てられました。62年11月10日 制度創設70周年記念式典をこの碑の前で市民児協は記念式典を行いました。この記念式典を第一回とし、以後「毎年、「碑」の前で、顕彰式典と銘うった、市民児協主催の式典が実施され、20年以上勤続の委員の会長表彰、物故委員への感謝が行われています。

文字

隣人愛

民生委員の活動の基本となり、支えともなる精神を表す言葉として、選ばれたものです。

書は、号北運殿です。

民生委員児童委員の碑

制度が創設されて、七十周年を迎える記念の碑という事で、書は、伊藤元川崎市長です。

石とデザイン

制度発祥の地、岡山県に産する「万成」の石を使用
二つの石の全体は、母の文字を表します。
加藤喜久殿のデザイン



本年、民生委員制度は創設 **100** 周年、児童委員制度も **70** 周年という大きな節目を迎えました。

濟世顧問制度に遡るこの 100 年間、民生委員は常に住民に寄り添い、その見守り役、相談役となって人びとの安心、安全のために活動してきました。

民生委員制度が大きな節目を迎えた今日にあっても、経済的困窮や社会的孤立、虐待、いじめ、非行など、地域住民が抱える課題は一層複雑・深刻化しています。それだけに、民生委員・児童委員は、これまで以上に地域住民の身近な相談相手として、幅広い関係者との連携・協働に基づく支援の取り組みを進めていくことが大切となっています。



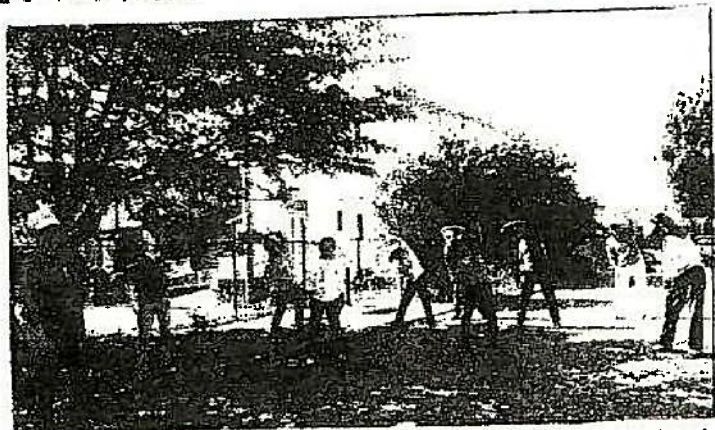
民生委員制度は
平成29年に創設100年

民生委員・児童委員制度および活動の歴史（主なもの）

全民児連まとめ

- | | | |
|----------------|--|--|
| 大正 6 年 (1917) | 岡山県で民生委員制度の源である「濟世顧問制度」創設 | |
| 大正 7 年 (1918) | 大阪府で「方面委員制度」が発足 | 大正 6 (1917) 年 5 月 12 日に岡山県で濟世顧問制度設置規程が公布 |
| 昭和 3 年 (1928) | 方面委員制度が全国に普及 | |
| 昭和 11 年 (1936) | 方面委員令公布（方面委員の活動が全国統一的に運用） | |
| 昭和 21 年 (1946) | 民生委員令公布（方面委員を民生委員に改称、厚生大臣委嘱に） | |
| 昭和 22 年 (1947) | 児童福祉法公布（民生委員が「児童委員」に充てられる） | |
| 昭和 23 年 (1948) | 民生委員法公布 | |
| 昭和 26 年 (1951) | 「民生委員信条」制定（第 6 回全国民生委員児童委員大会） | |
| 昭和 27 年 (1952) | 「民生委員 1 人 1 世帯更生運動」実践決議（第 7 回全国大会） | |
| 昭和 28 年 (1953) | 民生委員法改正（福祉行政の協力機関としての位置づけの明確化） | |
| 昭和 30 年 (1955) | 世帯更生資金貸付制度創設 | |
| 昭和 35 年 (1960) | 心配ごと相談事業に対する国庫補助創設（運営要綱・要領制定） | |
| 昭和 42 年 (1967) | 民生委員制度創設 50 周年 「活動強化要綱」策定 | |
| 昭和 43 年 (1968) | 「居宅ねたきり老人実態調査」実施（初の全国モニター調査） | |
| 昭和 46 年 (1971) | 「丈夫な子どもを育てる母親運動」を展開 | |
| 昭和 52 年 (1977) | 民生委員制度創設 60 周年、「活動強化方策」策定 全国モニター調査「老人介護の実態調査」実施 | |
| 昭和 59 年 (1984) | 「心豊かな子どもを育てる運動」を展開 | |
| 昭和 60 年 (1985) | 全国モニター調査「在宅痴呆性老人の介護者実態調査」実施 | |
| 昭和 62 年 (1987) | 民生委員制度創設 70 周年、「活動強化方策」策定 | |
| 平成 2 年 (1990) | 福祉関係 8 法改正（在宅福祉の推進へ） | |
| 平成 6 年 (1994) | 主任児童委員制度創設 | |
| 平成 9 年 (1997) | 民生委員制度創設 80 周年、「活動強化方策」策定 「子どもと子育てに関するモニター調査」実施 | |
| 平成 12 年 (2000) | 社会福祉基礎構造改革、介護保険制度施行 民生委員法改正（名誉職から地域福祉推進の担い手に） | |
| 平成 13 年 (2001) | 児童福祉法改正（主任児童委員の法定化、役割の明示） | |
| 平成 18 年 (2006) | 「災害時一人も見逃さない運動」を展開（90 周年記念事業） | |
| 平成 19 年 (2007) | 民生委員制度創設 90 周年、「活動強化方策」策定 | |
| 平成 23 年 (2011) | 東日本大震災（56 名の民生委員が活動中に犠牲に） | |
| 平成 25 年 (2013) | 民生委員法改正（分権改革一括法により委員定数の条例委任等） | |
| 平成 26 年 (2014) | 「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告（厚労省） | |
| 平成 29 年 (2017) | 民生委員制度創設 100 周年 | |

【ラジオ体操】



ラジオ体操は今年の4月から毎日（土日曜休み）

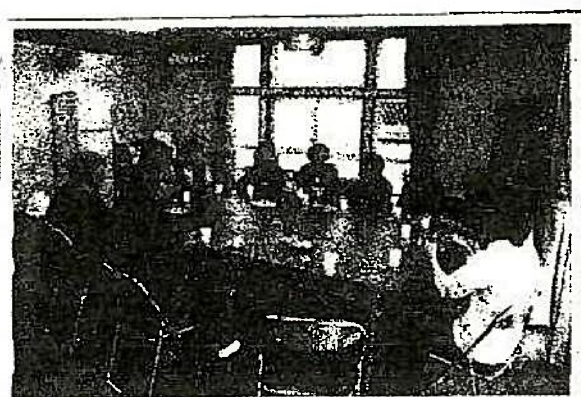


にぎやかな新年会風景

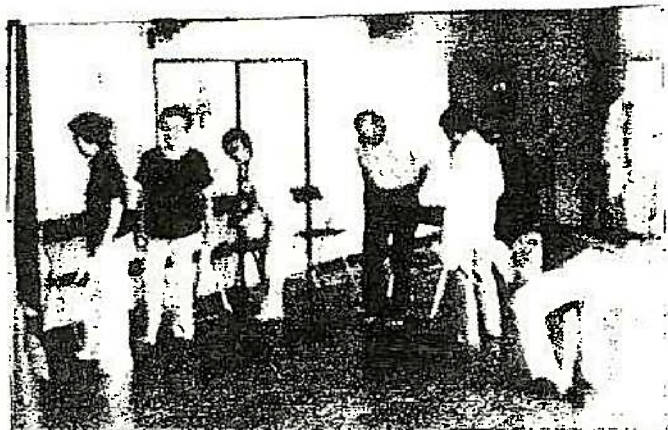
【老人会の活動】



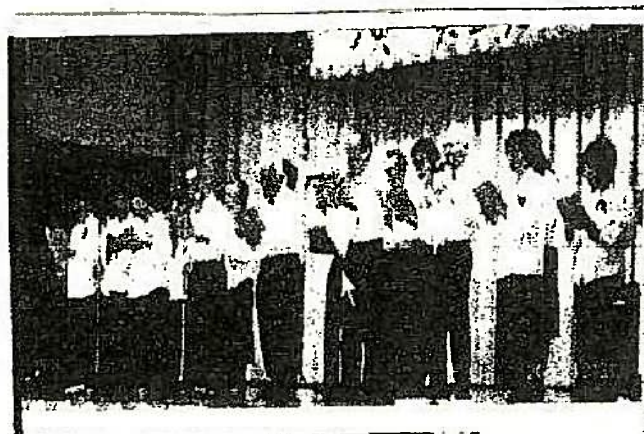
グランドゴルフ愛好会の皆さん（月1回）



書の会の皆さん（月2回）



【体操の会】 体力測定中の皆さん（月2回）



五力田『歌う会』の皆さん（月1回）



敬老祝の会の風景写真

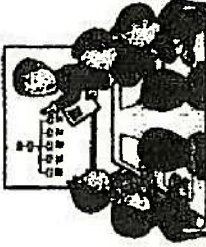
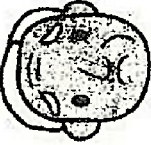
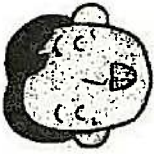
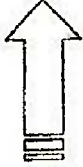
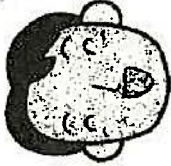


災害時要援護者初回訪問時チェックリスト

| No. | 質問項目 | 確認欄 |
|-----------------------------|--|-----|
| 1 事前準備 | | |
| 1 | 要援護者の状況把握の実施(介護認定、障害等級、身体状況など) | |
| 2 | 初回訪問実施者の決定(できる限り民生委員を含む複数名で調整) | |
| 3 | 災害時要援護者の名簿受領書に必要事項を記載し押印の上、区危機管理担当宛てに返送 | |
| 2 初回訪問日等の決定 | | |
| 1 | 訪問実施者の中から、要援護者への連絡者を決定 | |
| 2 | 要援護者単独での面談が可能か | |
| 3 | 要援護者単独での面談が難しい場合、要援護者等に親族などの同席を依頼 | |
| 4 | 聴覚障害者で手話通訳が必要な場合は、要援護者等に手話通訳者などの手配を依頼 | |
| 3 初回訪問時 (実施日: 年 月 日) | | |
| 1 | 本朝度の支援内容の説明 | |
| 2 | 支援が必要となる時間帯はいつか。 ⇒「全日」、「日中のみ」、「夜間のみ」、「その他」 | |
| 3 | 緊急連絡先の確認は行ったか。 | |
| 4 | 同居者、近隣の支援者はいるか。 ⇒支援者がいる場合、連絡先の確認をしたか(緊急連絡先以外の方の場合) | |
| 5 | 要援護者が望んでいる支援内容 ⇒「避難情報の連絡のみ」、「避難所までの誘導も含めて」、「避難所までの搬送」、「その他」 | |
| 6 | 洪水ハザードマップによる浸水予想区域の中に入っているか | |
| 7 | 土砂災害警戒区域の中に入っているか | |
| 8 | 避難支援をする際に必要となる検討事項の確認 ⇒避難支援を行う際に準備が必要なもの(車椅子、リヤカーなど)などの確認 | |
| 9 | 要援護者本人の防災対策実施状況の確認(「備える。かわさき」などの活用) ⇒「避難場所」及び「避難経路」の確認 ⇒備蓄品、非常持出品(常備薬)の準備状況 ⇒メール配信システム(メールニュースかわさき)の登録状況(携帯電話等所持している場合) | |
| 10 | 要援護者と確認した内容を、メモ欄などへの記載を行ったか。 | |
| 11 | 要援護者に対し、避難支援等できる内容について説明を行ったか。 | |
| 12 | 支援組織代表者への実施結果報告者を決定(代表者の方が同行しなかった場合) | |
| 4 初回訪問実施後 | | |
| 1 | 要援護者の支援者の確保(要援護者の状況などを考慮し、できる限り複数名で対応) | |
| 2 | 各支援者などと支援方法(計画)の調整及び共有化 ⇒支援者が複数いる場合の役割分担 ⇒要援護者への情報伝達方法 ⇒避難時の注意事項等(避難経路、避難方法など)の確認 | |

災害時要援護者避難支援制度のイメージ

1 平常時の活動



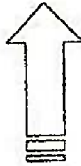
日ごろから要援護者の見守り活動等に心がけ、地域コミュニティの強化につなげましょう！

登録された災害時要援護者の方々の名簿を皆様方へ提供します。

要援護者を訪問し、身体等の状態や支援方法等を確認してください。

町内会等において、具体的な支援方法等を検討してください。

2 風水害時の活動



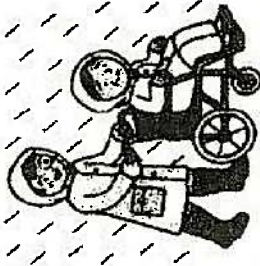
避難準備情報！



風水害が発生したら・・・

※「避難準備情報」が発令されます。

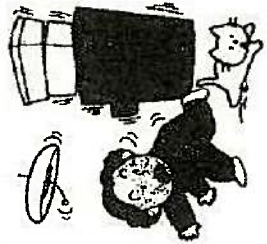
要援護者の避難支援を行ってください。



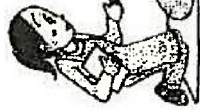
避難所

※「避難準備情報」とは、避難に時間がかかる高齢者や障害者や障害者のために、通常の「避難勧告」や「避難指示」に先立って発令し、いち早く安全に避難していただくための情報のことです。

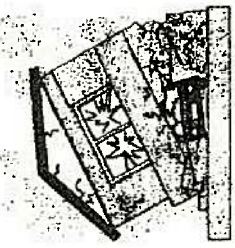
3 震災等の場合



地震が発生したら・・・



要援護者の安否確認を行ってください。



家屋の倒壊等により、救出が必要な場合には・・・



近隣の方々が協力し合い、救出するようしてください。

平成 27 年 10 月 1 日

五力田町内会

会長 鈴木正視

「救急医療情報キット」を記入、設置しましたか。

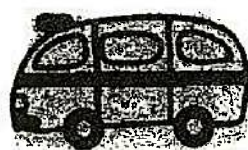
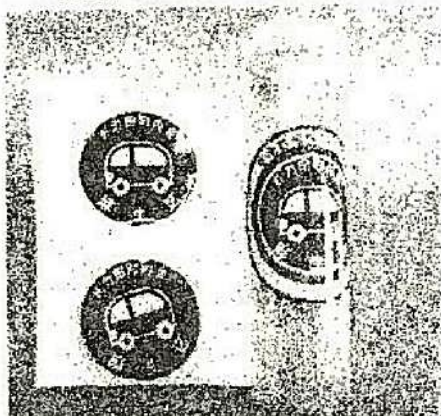
8月に配布しました「救急医療情報キット」は皆様の町内会費を節約して購入。広報部、地区長の皆様が配布したものです。

子どもから大人が利用。利用されないのが良いのですが（救急車を呼ぶような状況に）いざ、子どもが大ケガをした、体の調子が悪い、「119番、救急車」を呼んだ時、救急隊員にこの「情報キット」が冷蔵庫に入っていると伝えれば（シールが貼ってあればわかります）慌てても大丈夫〔かかりつけの病院、常服薬、病气暦、血液型、持病、保険証のコピー、緊急連絡先などが入っている〕情報がわかります。シールを玄関ドアの室内側に貼りましょう。もう一枚は冷蔵庫の扉に貼りましょう。そしてボトルケース（救急医療情報キット）を冷蔵庫の中（ペットボトルを入れる場所）に、「119番」で駆け付ける救急隊や病院が迅速に救急救命活動ができるようになります。

※救急情報用紙が足りない時は「コピー」または、地区長から広報に、広報部が用紙を持っています。

※麻生消防署、麻生警察署、片平地域包括支援センターにもキットを持参し
願してあります。

救急医療情報キット



119番で駆け付ける救急隊や病院が迅速に救急救命活動を行えるようになるためのものです。

高齢者・介護費増大

今回の見直し案では、社会保障財源となる消費税増税が延期されたこともあり、高齢者にも負担を求める項目が並んだ。

「年齢別ではなく、負担能力に応じた負担としていくべきだ。財政制度等審議会(財務相の諮問機関)は17日に提出した建議で、所得のある高齢者にも負担を求めるべく、姿勢を明確にした。

高齢者が増え、医療・介護費は急増が見込まれる。団塊の世代「全員が75歳以上」となる2025年度には、15年度と比べ医療費は1.3倍の54兆円、介護費は2倍の20兆円に膨らむと推計される。高齢者の生活実態も多様化し、若い世代より豊かな高齢者も多い。年齢だけで考える時代ではなくなり、政府関係者にとらわれず。

地域包括ケア システムって何?

長い人生で、病気になったり、体が衰えたりしても、なじみのある地域で最後まで安心して暮らせるよう、専門職や住民で支える体制のことをいう。今後の日本を考えると、これは欠かせない視点なんだ。

背景には、少子高齢化という将来にわたって避けられない課題がある。2015年の高齢化率(65歳以上の割合)は26.7%。推計では24年に30%を超え、38年に35%になる。特に、病気になるやすい75歳以上が増え、亡くなる人の数も毎年2万〜3万人ずつ増える。

今は、病気になったらすぐに入院し、そのまま病院

最期まで見守る支援の輪

で最期を迎える人が多い。15年には、77%が病院や診療所で亡くなっている。でも、少子化で、税金や保険料を納める働く世代が減っていく中で、これからも病院を増やし続け、医療にかかる費用をまかなっていくことは難しい。

そこで、自宅でも十分な医療や介護を受けられる体制を整えるとともに、隣近所の助け合いや、民間の有料サービスも活用して、できる限り自立した生活が送れるような地域づくりが急がれているんだ。

例えば、一人暮らしで、足腰の弱ったお年寄りをどう支えるか考えてみよう。掃除や入浴の介助はホームヘルパーが行い、毎日の食事は商店が宅配する。異変がないかの見守りや「ミミ出しの手助け」は近所が担う。転んで骨折したり、肺炎になったりして入院しても、再び自宅へ戻れるよう、在宅医療や訪問看護、リハビリの環境を整える。

「包括」という言葉からも分かるように、様々な分野の人たちが一体的にサポートするのがポイントだ。

病院の医師やかかりつけ医、看護師、薬剤師、介護職員、ケアマネジャーといった専門職だけでなく、近所の住民、自治会、ボランティア、商店など、誰でも支え手になりうるね。

国の想定では、その人の住まいから近い30分以内で、こうしたサポートの輪をつくる。お年寄りや病気の人が安心して暮らせるなら、誰にとっても住みやすい街であるはずだ。知恵を出し合いたいね。

(手嶋由梨)

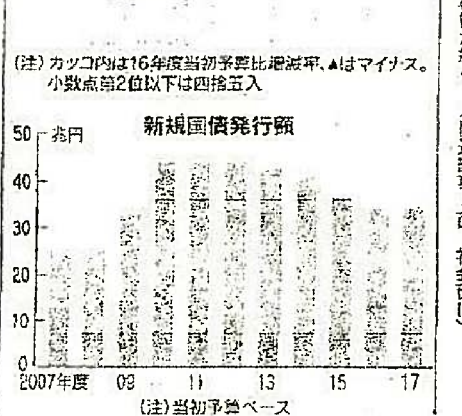
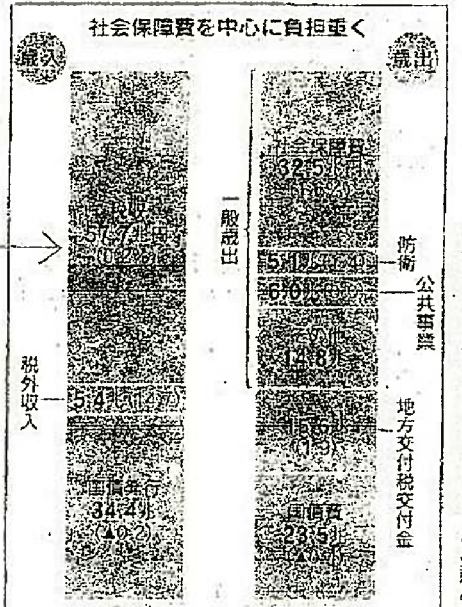
地域全体で高齢者を支える



17年度予算案決定 97兆4547億円

日本経済新聞(夕刊) 2016年(平成28年)12月22日(木曜日)

膨張が止まらない。歳出の3割超を占める社会保障費は32兆4735億円、16年度に比べて4997億円増えた。高齢化の進行で医療費が1兆5010億円、年金も1兆4831億円と、それぞれ2.0%、1.6%伸びる。二億総活躍社会の実現に向け、保育



政府は22日、2017年度予算案を閣議決定した。一般会計の歳出総額は97兆4547億円と5年連続で過去最高額を更新した。高齢化で医療や介護などに使う社会保障費が膨らみ、16年度の当初予算から7320億円増える。歳入は景気の足踏みを反映して1000億円増にとどまる。新しい国債の発行額は16年度からわずかに減るが、借金頼みの構図が続く。(朝日新聞記者、共同通信記者)

平成29年5月27日(土)

午後2時～

五力田町内会に最近入会された方、
これから入会される方、に

町内会の説明と懇親会

1. 町内会長挨拶

鈴木正視

五力田町内会の説明(町内会地図～盆踊り)

2. 自己紹介

3. 五力田町内会会則の説明

総務部長：中山英男

交通、環境部、～ごみの出し方、メルシーキッズの説明

4. 町内会集全業務に関する説明

会計：中山儀弘

(町内会費、日赤、区民祭り、赤い羽根、年末たすけあい、町内会保険、等)

5. 広報に関する説明、福祉部の説明

副会長：平松一彦

(うたう会、グランドゴルフの会、体操の会、ラジオ体操、等)

担当広報部員紹介

6. 防災、防犯パトロール、 救急医療情報キットの説明

副会長：若狭秀治

7. その他

8. 終わりの挨拶

副会長：若狭秀治

懇親会

司会：中山英男

飲食しながら疑問がありましたら聞いて下さい。

終りの時間 午後4時

麻生区～五力田紹介

平成29年5月1日

麻生区は、川崎市の北部に位置し、昭和57年（1982年）多摩区から分区して誕生しました。麻生区は、平成10年（1988年）に都市景観対象に選ばれ、新百合ヶ丘駅を中心に商業・文化など都市機能が集積し、発展しています。（麻生区の人口、平成29年4月現在17万6,724人、世帯数7万5,459世帯）

私たちの五力田は、農地や山林が多く自然環境が豊かな地域ですが、小田急多摩線が昭和49年6月に営業を開始。また、土地区画整理事業により住宅が増え人口が増加しています。その昔、五力田は神奈川県都筑郡五力田村で、江戸時代から五力田はありました。都筑郡には、他に黒川、栗木、片平、古沢、万福寺、上麻生、下麻生、王禅寺、早野の10ヶ村で（明治22年（1889年）町村制施行）なり、その後大正2年岡上も加わりました。

そして、昭和14年（1939年）川崎市に合併しました。この10ヶ村+1は柿生村とも言われ「柿生」の地名の由来は鎌倉時代に等海上人が王禅寺の山中で柿を見つけ「禅児丸柿」と名付け、甘味があったため栽培を広めたといわれ、ここから柿が生まれたので「柿生」となり、今年で柿生村生誕128年。川崎市に合併して、78年目です。

五力田町内会の地域は、

五力田丁目なし全部、五力田3丁目全部、五力田2丁目7-7～18-4、
12-4～15、3-3、13-1～18、15-6～7、16-1～14、
17-1～11、2-10、五力田1丁目10-2、白鳥4丁目全部、
白鳥3丁目12-10、13-2、14-5～11、14-13～18、
15-1～9、16-1～10、19-2～1-16、19-3～6、20-3～4
と皆様の地域です。

以上の地域は、以前「五力田」であった場所で、宅地造成により新町名になっています。現在五力田町内会の加入世帯数は1,035世帯となっています。